



幼児教育・保育無償化に伴う

子育てのための施設等利用給付認定について

無償化の給付を受けるための認定申請のしおり



幼稚園や認可外保育施設等を利用し、無償化の給付を受けるには、「子育てのための施設等利用給付認定」の認定が必要です。

1 子育てのための施設等利用給付認定の対象

(1) 幼稚園*を利用し、無償化の給付を受ける場合

3（満3歳児を含む）から5歳児（クラス年齢）までのすべての子どもがいる世帯

★上記の利用に加えて、預かり保育の利用についても無償化の給付を受ける場合（満3歳児は、非課税世帯に限ります。詳しくは2ページ目「子育てのための施設等利用給付認定について」をご覧ください）は、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります（保育を必要とする事由については、下表をご覧ください）。

※「幼稚園」：認定こども園または新制度移行幼稚園（平成27年度に始動した子ども・子育て支援新制度の適用を受けた幼稚園）以外の幼稚園を指します。

(2) 認定こども園（1号認定）等*を利用し、かつ、預かり保育を利用して無償化の給付を受ける場合

3（満3歳児の住民税非課税の世帯を含む）から5歳児（クラス年齢）までの子どものうち、「保育を必要とする事由」のある世帯

※「認定こども園（1号認定）等」：認定こども園（1号認定）、新制度移行幼稚園を指します。

(3) 認可外保育施設等*を利用し、無償化の給付を受ける場合

①0から2歳児（クラス年齢）までの子どものうち、住民税が非課税かつ「保育を必要とする事由」のある世帯

②3から5歳児（クラス年齢）までの子どものうち、「保育を必要とする事由」のある世帯

※「認可外保育施設等」：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。

【保育を必要とする事由】

事由		保護者の状況	入園できる期間
①	就労	月60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している期間（育児休業中は除く）
②	妊娠・出産	母親が出産間近な状態、又は出産後間がない状態	出産予定日の属する月の前々月の初日から、出産後8週間経過した日の属する月の末日まで
③	疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいのある場合	疾病等が回復するまで
④	介護・看護	同居、又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合（月60時間以上）	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が終了するまで
⑥	求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	通常3か月間 ※1
⑦	就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合（月60時間以上）	在学・訓練期間中
⑧	虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合 ※2	必要と認められる期間

※1 認定後、3か月以内に就労証明書を提出してください。なお、引き続き求職活動により認定を希望する場合は、改めて認定の申請を行ってください。

※2 保護者等が児童虐待を行っている、又は児童虐待を行う恐れがある場合・DVにより子どもの保育が困難である場合が該当します。

2 子育てのための施設等利用給付認定について（市内にお住まいの方）

子育てのための施設等利用給付認定は、子どもの年齢や世帯の状況、利用する施設によって以下の区分に分けられます。

利用する施設	クラス年齢	保育の必要性	認定区分	無償化される費用 ※4
幼稚園	満3歳児※1	有	新3号※2	保育料（上限 25,700 円/月※5）、 預かり利用料（上限 16,300 円/月※6）
		無	新1号	保育料（上限 25,700 円/月※5）
	3～5歳児クラス	有	新2号	保育料（上限 25,700 円/月※5）、 預かり利用料（上限 11,300 円/月※6）
		無	新1号	保育料（上限 25,700 円/月※5）
認定こども園 （1号認定）等	満3歳児※1	有	1号※3+新3号※2	保育料（全額）、 預かり利用料（上限 16,300 円/月※6）
		無	1号※3	保育料（全額）
	3～5歳児クラス	有	1号※3+新2号	保育料（全額）、 預かり利用料（上限 11,300 円/月※6）
		無	1号※3	保育料（全額）
認可外 保育施設等	0～2歳児クラス	有	新3号※2	保育料（上限 42,000 円/月）
		無	—	—
	3～5歳児クラス	有	新2号	保育料（上限 37,000 円/月）
		無	—	—

※1 満3歳児：3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもを指します。

※2 新3号認定は、住民税非課税世帯に限られます。

※3 認定こども園（1号認定）等を利用するには、教育・保育給付認定の1号認定を受ける必要があります。

※4 保育料：毎月定額で園に支払う費用のうち、給食費や教材費など実費負担分を除いた費用を指します（幼稚園や認定こども園等に通う子どものうち、年収約360万円未満の世帯の子どもとすべての世帯の第3子以降の子ども（※きょうだい順の数え方に制限有り）については、副食費（給食費のうち、おかず等に相当する費用）の負担が軽減されます。）。

※5 国立大学附属幼稚園の上限額は8,700円/月です。

※6 日額上限は、450円です（1か月の預かり利用日数に450円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方が月額上限まで無償となります。）。

3 子育てのための施設等利用給付認定を受けるには

※入園の手続きについては、別途、利用を希望する施設の指示に従ってください。

（1）幼稚園を利用する場合

①入園が内定した幼稚園で、認定申請書をお受け取りください。

②必要事項を記入し、園から指示のあった日までに申請書を幼稚園へ提出してください。

※預かり保育の無償化の給付を受けたい場合は、申請書に加えて「保育を必要とする事由」の証明書類（3ページ参照）を添付してください。

③認定審査後、認定結果通知を送付します。

（2）認定こども園（1号認定）等を利用し、預かり保育の無償化の給付を受ける場合

①入園が内定した認定こども園等で、認定申請書をお受け取りください。

②必要事項を記入し、申請書及び「保育を必要とする事由」の証明書類を利用する認定こども園へ提出してください。

③認定審査後、認定結果通知を送付します。

(3) 認可外保育施設等を利用する場合

①お住まいの区の子育て支援課（入園係）窓口にて、認定申請書をお受け取りください。

②必要事項を記入し、申請書及び「保育を必要とする事由」の証明書類を、お住まいの区の子育て支援課（入園係）へ提出してください。

③認定審査後、認定結果通知を送付します。

【注意】

認定の申請日が、幼稚園等の利用開始予定日（無償化の給付を受けたい日）を過ぎていた場合、申請日前の利用は無償化の給付を受けられません。必ず利用開始予定日よりも前に申請手続きを行うようお願いいたします。

4 申込みに必要な書類について

次の書類を提出してください。

(1) 全ての方に提出していただく書類（書類は各施設（認可外保育施設等を利用する場合は、お住いの区の子育て支援課（入園係）窓口にて、認定申請書をお受け取りください）、各区子育て支援課にあります。）

必要書類	備考
子育てのための施設等利用給付認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> 認定区分は、しよりの2ページ目上段の表を参考に、該当する区分を選択してください。 児童1名につき1枚必要です。

(2) 預かり保育・認可外保育施設等を利用する方（認定区分：新2号または新3号）に提出していただく書類

必要書類	備考
保育を必要とする事由を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 提出していただく方は、お子さんの保護者（父母等）です。 きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。



「保育を必要とする事由」を証明する書類	事由	必要書類（就労証明書と申立書兼誓約書は市指定書式）
	●就労	就労証明書 ※1
	●妊娠・出産	申立書兼誓約書 + 母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
	●疾病・障がい	申立書兼誓約書 + 医師の診断書※2（申立書兼誓約書の診断書欄への記載でも可） ※障害者手帳等が交付されている方は医師の診断書は不要です。
	●介護・看護	申立書兼誓約書 + 医師の診断書※2やケアプランのコピー等
	●災害復旧	罹災証明書
	●求職活動	申立書兼誓約書 + 原則としてハローワーク登録証等のコピー等
	●就学・職業訓練	申立書兼誓約書 + 在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、提出日から3か月以内の証明日のものを提出してください。

※2 提出日の3か月以内に発行された診断書を添付してください。

5 市外からの申込み、市外施設への申込みについて

静岡市外に在住の方で、子育てのための施設等利用給付認定の認定を受け、幼稚園等の利用を開始する前に、転入手続きを行わない方、また静岡市内にお住まいで市外の施設の利用を希望し、その施設の利用を開始する日までに転出手続きを行わない方は、次のとおり手続きをお願いします。

(1) 静岡市外にお住まいで、静岡市内の幼稚園等の利用を希望される方

認定書類の申請先	お住まいの市区町村	・提出方法等は事前にお住まいの市区町村にご確認ください。 ・入園方法は、別途、利用を希望する施設へご確認ください。
締切	お住まいの市区町村へご確認ください。	
必要書類	お住まいの市区町村へご確認ください。	
注意事項	施設利用開始日までに静岡市へ転入される方は、転入手続き後すみやかに静岡市で認定申請を行ってください。	

(2) 静岡市内にお住まいで、静岡市外の幼稚園等の利用を希望される方

静岡市に在住で市外の幼稚園等の利用を希望する方の子育てのための施設等利用給付認定の認定は、静岡市が認定します。

認定書類の提出先	静岡市の各区子育て支援課入園係	
締切	利用を希望する施設の利用開始日の前日まで	
必要書類	しおり3ページ目「申込みに必要な書類について」のとおり	

6 認定申請後に申請内容の変更があった場合

認定申請後、申請内容に変更が生じた場合は、認定の変更申請が必要です。内容に変更があった場合は、ご利用の施設または各区の子育て支援課まで必ずお申し出ください。

(例)

- ・保育を必要とする事由に変更があった(例：求職活動→就労 / 就労→妊娠・出産 / 介護→就労 / 育児休業を延長する 等)、
- ・認定区分の変更をしたい(例：新1号認定→新2号認定)
- ・認定するお子さんの世帯の状況に変更があった(婚姻・離婚・弟妹の出生等)
- ・就労先、勤務時間、就労状況が変わった

等

7 認定の申請に関する問い合わせ先

●葵福祉事務所子育て支援課 <葵区役所 2階>

〒420-8602 葵区追手町 5-1 TEL：054-221-1095・FAX：054-221-1097

●駿河福祉事務所子育て支援課 <駿河区役所 2階>

〒422-8550 駿河区南八幡町 10-40 TEL：054-287-8673・FAX：054-287-8805

●清水福祉事務所子育て支援課 <清水区役所 1階>

〒424-8701 清水区旭町 6-8 TEL：054-354-2358・FAX：054-354-3132